Smiles for the Public

ー 人々が笑顔になれる社会をつくる ー

第69回
定時株主総会招集ご通知

日　時　平成29年６月22日（木）午前10時

場　所　神戸市中央区港島中町七丁目２番１号
当社本店 XEBEC（ジーベック）ホール

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役４名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件
第４号議案　当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件

TOA株式会社

証券コード　6809

目　　次

招集ご通知

第69回定時株主総会招集ご通知　1

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件　3
第２号議案　取締役４名選任の件　4
第３号議案　補欠監査役１名選任の件　8
第４号議案　当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件　9

（添付書類）

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項　24
2. 会社の株式に関する事項　31
3. 会社役員に関する事項　32
4. 会計監査人に関する事項　34
5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項　35
6. 会社の支配に関する基本方針　42
7. 剰余金の配当等の決定に関する方針　46

連結計算書類

連結貸借対照表　47
連結損益計算書　48
連結株主資本等変動計算書　49

計算書類

貸借対照表　50
損益計算書　51
株主資本等変動計算書　52

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本　53
会計監査人の監査報告書　謄本　54
監査役会の監査報告書　謄本　55

● 議決権行使のご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申しあげます。
議決権のご行使には以下の方法がございます。

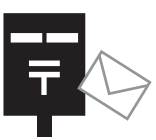
株主総会へ出席する場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時
平成29年６月22日（木曜日）午前10時

議決権行使書を郵送する場合



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否を表示のうえ、下記行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限
平成29年６月21日（水曜日）午後５時30分到着

証券コード 6809
平成29年６月６日

株主の皆さまへ

神戸市中央区港島中町七丁目２番１号
ＴＯＡ株式会社
代表取締役会長兼社長　井谷憲次

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月21日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1.日　　時	**平成29年６月22日（木曜日）午前10時**
2.場　　所	神戸市中央区港島中町七丁目２番１号 **当社本店 XEBEC（ジーベック）ホール**
3.目的事項	**●報告事項** 1.第69期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで） 事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件 2.会計監査人および監査役会の第69期連結計算書類監査結果報告の件 **●決議事項** **第１号議案　剰余金の処分の件** **第２号議案　取締役４名選任の件** **第３号議案　補欠監査役１名選任の件** **第４号議案　当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件**

以　上

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

●次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.toa.co.jp/ir/stockinfo/memo.htm）に掲載いたしておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

●本招集ご通知の添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.toa.co.jp/ir/stockinfo/memo.htm）に掲載いたしますのでご了承ください。

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆さまへの利益還元の充実を経営の優先課題の一つとして位置づけ、安定的な配当を基本におくとともに、業績を勘案しつつ株主の皆さまへの利益還元を図ってまいります。

剰余金の配当につきましては、年間20円の配当を維持することを基本として業績を加味し、連結配当性向35%を目安に、持続的な成長を可能とする内部留保とのバランスを総合的に勘案し決定することとしております。

また、当社は、平成29年９月に上場40周年を迎えます。これもひとえに株主の皆さまをはじめ、関係各位の長年にわたるご支援の賜物と心より感謝申しあげます。

つきましては、株主の皆さまの日頃のご支援に感謝の意を表するため、当期の期末配当を安定配当10円に２円の記念配当を加えた合計12円とさせていただきたいと存じます。

１．配当財産の種類

金銭といたします。

２．株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金12円　総額406,350,000円

なお、中間配当金として10円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株当たり22円となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月23日

第2号議案　取締役４名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役井谷憲次氏、竹内一弘氏、堀田昌人氏、谷和義氏が任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	いたに　けんじ 井谷　憲次 （昭和26年12月17日生）  **重任**	**昭和51年５月**　当社入社 **平成12年４月**　当社営業本部物流部長 **平成13年10月**　当社執行役員東日本営業統括部長 **平成17年４月**　当社執行役員ロジスティクス部長 **平成17年６月**　当社取締役、常務執行役員SCM本部長 **平成19年10月**　当社取締役、常務執行役員SCM本部長兼オーディオ開発本部長 **平成20年６月**　当社取締役、専務執行役員SCM本部長兼オーディオ開発本部長 **平成21年６月**　当社代表取締役社長 **平成27年６月**　当社代表取締役会長兼社長（現任） 取締役候補者とした理由 井谷憲次氏を取締役候補者とした理由は、同氏が物流部門、国内営業部門、開発部門の統括を歴任しており、その横断的な実績と経験を活かし、引き続き、取締役として役割を果たすことが期待できるためであります。	1,823,273株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	竹内 一弘（たけうち かずひろ） （昭和33年７月26日生）  **重 任**	**昭和 56年 4 月** 当社入社 **平成 12年 4 月** TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION社長 **平成 15年 4 月** 当社首都圏営業統括部長 **平成 15年11月** 当社執行役員首都圏営業統括部長 **平成 16年10月** 当社執行役員東日本営業統括部長 **平成 18年11月** 当社執行役員営業本部副本部長 **平成 19年 4 月** 当社執行役員営業本部長 **平成 19年 6 月** 当社取締役、執行役員営業本部長 **平成 22年 4 月** 当社取締役、常務執行役員営業本部長 **平成 27年 4 月** 当社取締役、常務執行役員営業統括本部長 **平成 28年 4 月** 当社取締役、常務執行役員営業統括本部長兼開発本部長（現任） 取締役候補者とした理由 竹内一弘氏を取締役候補者とした理由は、同氏が長きにわたり国内営業部門を牽引し、また、昨年度より開発部門に関しても統括し、牽引してきた実績と経験を活かし、引き続き、取締役として役割を果たすことが期待できるためであります。	24,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	ほった　まさと 堀田 昌人 （昭和33年７月18日生）  **重任**	**昭和57年４月** 当社入社 **平成12年４月** 当社営業本部東京支店東京営業部長 **平成13年４月** 当社営業本部東京支店首都営業部長 **平成13年10月** 当社東日本営業統括部 担当部長 **平成15年４月** TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION社長 **平成17年４月** TOA (CHINA) LIMITED.社長 **平成19年４月** TOA (CHINA) LIMITED.社長兼TOA (HONG KONG) LIMITED社長 **平成20年６月** 当社執行役員TOA (CHINA) LIMITED.社長兼TOA (HONG KONG) LIMITED社長 **平成21年４月** 当社執行役員海外営業本部中国・東アジア営業部長兼TOA (CHINA) LIMITED.社長兼TOA (HONG KONG) LIMITED社長 **平成24年４月** 当社執行役員海外事業本部中国・東アジア事業部長兼TOA (HONG KONG) LIMITED社長 **平成25年１月** 当社執行役員海外事業本部中国・東アジア事業部長 **平成25年６月** 当社取締役、執行役員海外事業本部中国・東アジア事業部長 **平成26年４月** 当社取締役、執行役員経営企画本部長（現任） 取締役候補者とした理由 堀田昌人氏を取締役候補者とした理由は、同氏が国内営業部門、海外営業部門、経営企画部門を統括し、牽引してきた横断的な実績と経験を活かし、引き続き、取締役として役割を果たすことが期待できるためであります。	5,275株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	たに　かずよし 谷　和義 （昭和27年９月13日生）  **重任**	**昭和51年４月** バンドー化学株式会社入社 **平成７年11月** 同社伝動技術研究所副所長 **平成10年４月** 同社伝動技術研究所長 **平成12年４月** 同社中央研究所長 **平成14年７月** 同社伝動事業部副事業部長 **平成16年４月** 同社執行役員、伝動事業部長 **平成16年６月** 同社取締役 **平成17年４月** 同社取締役、常務執行役員 **平成19年６月** 同社代表取締役社長、社長執行役員 **平成25年４月** 同社取締役副会長 **平成26年６月** 同社顧問・技監（現任） **平成27年６月** 当社社外取締役（現任） **【重要な兼職の状況】** 株式会社指月電機製作所社外取締役（平成29年６月就任予定） 社外取締役候補者とした理由 谷和義氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が長きにわたり、ゴム・プラスチック製品メーカーにおいて、技術者や企業経営者として培ってきた豊富な経験や専門的知見を当社の経営に反映し、業務執行を担う経営陣から独立した客観的視点から経営に対する積極的な助言、提言をいただいており、その実績から、引き続き、社外取締役として当社のコーポレート・ガバナンス機能の強化の役割を果たすことが期待できるためであります。	1,600株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．谷和義氏は、社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、本総会において同氏が取締役に選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
３．当社は、谷和義氏が取締役に選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。
４．谷和義氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、監査役が法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
ふくもと　たかひさ 福元 隆久 （昭和42年８月２日生） 	**平成 5 年 4 月** 兵庫県庁入庁 **平成 6 年 3 月** 兵庫県庁退庁 **平成 8 年 4 月** 弁護士登録、東町法律事務所（現弁護士法人東町法律事務所）入所 **平成 15年 4 月** 東町法律事務所（現弁護士法人東町法律事務所）パートナー弁護士（現任） **平成 15年 6 月** 川西倉庫株式会社社外監査役 **平成 20年 4 月** 兵庫県弁護士会副会長 **平成 22年 6 月** 株式会社神戸フェリーセンター社外監査役（現任） **平成 24年 4 月** 神戸家庭裁判所家事調停委員（現任） 補欠の社外監査役候補者とした理由 福元隆久氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏が弁護士の資格を有しており、法曹界での豊富な経験と培われた専門的な知識等を活かし、補欠監査役として役割を果たすことが期待できるためであります。なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、補欠監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。	―

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．福元隆久氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
３．当社は、福元隆久氏が監査役に就任された場合、同氏との間で、会社法第427条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

第４号議案　当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成20年２月15日開催の取締役会において、「当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を導入いたしました。その後、平成20年６月27日開催の第60回定時株主総会において、株主の皆さまのご承認をいただき継続し、直近では平成26年６月25日開催の第66回定時株主総会の決議により継続しておりますが、その有効期限は、本総会終結の時までとなっております。

当社では、本対応方針継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向、様々な議論の進展およびコーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、平成29年５月25日開催の当社取締役会において、本総会における株主の皆さまのご承認を条件として、本対応方針を一部改定したうえで継続することを決定しておりますので、ご承認をお願いするものであります。

本対応方針の継続にあたり、一部語句の修正・整理等を行っておりますが、基本的な仕組みは何ら変更されておりません。

本対応方針の内容は、次のとおりです。

【当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）】

１．大規模買付ルールの必要性

（１）本対応方針の目的

本対応方針は、特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、もしくは結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為またはその提案（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下、かかる買付行為またはその提案を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）について、株主の皆さまに必要かつ十分な情報を提供するとともに、必要に応じて対抗措置を発動するなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう、大規模買付行為に対する適宜かつ適切な対応を行うことを目的としています。

注１：特定株主グループとは、
（ⅰ）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）ならびに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下「準共同保有者」といいます。）または、
（ⅱ）当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。但し、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。以下同じとします。）を意味します。

注２：議決権割合とは、
（ⅰ）特定株主グループが、注１の（ⅰ）記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（ただし、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）または、
（ⅱ）特定株主グループが、注１の（ⅱ）記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）および総議決権の数（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

（２）当社の大規模買付行為に対する考え方

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであると考えます。従いまして、当社取締役会としては、株主の皆さまの判断に資するために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価･検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示することが必要と考えます。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉することや株主の皆さまへ代替案を提示することも必要と考えます。

また、平成29年３月31日現在、当社の創業関係者の保有する株式を合計すると、当社の発行済株式の約20%になりますが、既に相当の分散化が進んでおり、今後当社株式に対して企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為がなされる可能性は否定できず、大規模買付行為が発生した場合に、株主の皆さまのために必要な情報や時間を確保する重要性は他社となんら変わらないことから、当社取締役会は事前の対応策の導入が必要であると考えます。

（3）当社の状況
当社は、昭和９年の創業以来、業務用・プロ用の音響設備とセキュリティ設備の専門メーカーとして、神戸の地から120ヵ国を超える世界の国々へ商品を送り続けてきました。当社グループでは、長年培った技術力やノウハウを武器に、商品の企画・開発から生産、販売、運営に至るまでの業務を一貫して手掛けています。“音”や“安全”を通じ、快適な暮らしを皆さまにお届けできるよう、音響、映像、ネットワークなどの分野でさらに技術力を高め、より良い商品を作り続けてまいります。
音響事業では、駅や商業施設のアナウンス設備やコンサートホールのアンプ・スピーカーなど、多彩な音響機器を通じて快適な日常を支えています。例えば、高度な音響システム技術が必要な空港の放送設備です。国内ではトップシェアを獲得し、海外でも多くの空港への納入実績があります。
セキュリティ事業では、防犯カメラシステムを中心とした防犯機器を扱っています。治安の悪化に伴い、防犯機器の需要は銀行や商店などから、街頭、マンション、学校などへと広がりつつあります。社会の安全を支えるこの分野を、当社では成長事業と位置付けています。
当社および当社グループは、今後も中長期的な視野に立ち、変革を続けていく中で、変えてはならない当社の技術力とモノづくりへのこだわりの継承を大きな強みとして、技術力の拡大、蓄積、創造をかさね、クオリティの高い商品とサービスを提供し、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

（4）情報開示の必要性
以上のような事業を遂行している当社および当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに国内外の顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を維持し促進することが重要な要素になります。株主の皆さまにとっても、これらの点に関する十分な情報や理解がなくては、将来実現することのできる企業価値・株主共同の利益を適正に判断することは困難であると考えます。当社は、平素より、当社株式の適正な価値を投資家の皆さまにご理解いただくよう努めておりますものの、突然の大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提案が当社の企業価値・株主共同の利益を高めるものか、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等、大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆さまに短期間のうちに適切に判断していただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠と考えます。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆さまにとっても、大規模買付行為が当社および当社グループに与える影響や当社および当社グループの従業員、顧客および取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社および当社グループの経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、大規模買付者の提案が当社の企業価値・株主共同の利益を高めるものか否かを考慮し、継続保有の是非を検討していただくうえで重要な判断材料になると考えます。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのか、より当社の企業価値・株主共同の利益を高める代替案がありうるかといった点も、当社株主の皆さまにとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、まず、大規模買付者が事前に、株主の皆さまの判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を提供すべきであると考えます。また、当社取締役会も、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、後述の独立委員会からの勧告や外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成して公表いたします。さらに、当社取締役会が必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆さまに対する代替案の提示を行うこともあります。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆さまは、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案に対する諾否を検討すること（もし代替案が当社取締役会から提示された場合には、大規模買付者の提案と代替案との優劣を検討すること）が可能となり、大規模買付者の提案に対する最終的な諾否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の取得と検討の機会を得られることとなります。

当社取締役会は、大規模買付行為がこのような考え方を具現化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に合致すると考え、下記２．のとおり事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。なお、平成29年３月31日現在において、当社は、特定の第三者から大規模買付けを行う旨の通告や買収提案を受けておりません。

２．大規模買付ルールの内容

（１）情報の提供

当社取締役会が設定する大規模買付ルールの骨子は、[１]大規模買付者は、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して予定する大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供し、[２]当社取締役会は、一定の評価期間内に当該大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をまとめて公表し、[３]大規模買付者は、[１][２]の手続後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。当社取締役会は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、当社株主の皆さまの判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付します。大規模買付者には、当社取締役会に対して、本必要情報を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容などによって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、準共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

②大規模買付行為の目的および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。）

③当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

④当社および当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
⑤当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
⑥その他個別具体的な事案において、当該大規模買付行為に対する当社株主の皆さまの諾否の判断および当社取締役会の意見形成に必要な情報

なお、本必要情報として提供された情報が十分と認められた場合はその旨を公表します。

また、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

（2）取締役会による評価と意見の公表

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、最大60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または最大90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設け、その取締役会評価期間を公表し、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会（後記２．（3））に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言および監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または、当社取締役会として当社株主の皆さまに対し代替案を提示することもあります。

（3）独立委員会の設置

本対応方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲の決定、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かの認定、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かの認定、対抗措置の要否およびその内容の決定等について、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会（注３）を設置します。当社取締役会は、かかる独立委員会に対して上記の問題を必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について審議し、その結果に応じて、当社取締役会に対して必要な勧告をすることとします。独立委員会は、その勧告の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、当社取締役会から独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。また、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、または必要な情報について説明を求めることができるものとします。独立委員会の勧告は公表することとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動について決議を行うに際して、必ず独立委員会の勧告手続を経なければならないものとし、かつ、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。これにより、独立委員会が取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。また、取締役会の決定に際しては、当社監査役の意見も参考にしたうえで決定することとし、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性をより高めるようにいたします。

注３：独立委員会
独立委員会は、当社取締役会から独立した第三者機関として、本対応方針が取締役の保身のために利用されることがないよう監視するとともに、企業価値・株主共同の利益を損なう買収を抑止するという働きを担います。独立委員会の概要は、別紙２のとおりです。
独立委員会は、社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等計３名以上の独立委員で構成されます。委員の氏名および略歴は別紙３のとおりです。

３．大規模買付行為がなされた場合の対応方針

（１）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた情報を総合的に考慮・検討した結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資すると判断したときは、その旨の意見を表明します。他方、当該大規模買付行為に疑義や問題点があると考えたときは、当該買付提案について反対意見を表明し、または、代替案を提案します。これらの場合には、当社取締役会は、当社株主の皆さまに対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただくにとどめ、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見､代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当社取締役会において、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときには、当社取締役会は当社株主の皆さまの利益を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として無償割当てによる新株予約権を発行する場合があります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと判断します。かかる場合の判断においては、外部専門家等および監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討したうえ、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙１に記載のとおりです。

①次の（ⅰ）から（ⅳ）までに掲げる行為等により企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

（ⅰ）当社株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為

（ⅱ）会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為

（ⅲ）会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

（ⅳ）会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

②強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

③大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれる場合

④買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付方法の適法性、買付等の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な買付等である場合

（2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、対抗措置の発動を決定した後に、大規模買付者が買付ルールを遵守する旨を表明した場合は、対抗措置の発動を取り消します。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの認定および対抗措置の発動の適否・内容については、外部専門家等の助言および監査役の意見も参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙１に記載のとおりです。

４．株主・投資家に与える影響等

（1）大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社の企業価値・株主共同の利益の維持・向上の観点から、当社株主の皆さまに対し、大規模買付行為に対する諾否をご判断いただくために必要な情報や現に当社の経営を担っている当社取締役会の当該大規模買付行為に対する意見を提供し、さらには、当社株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆さまは、適切かつ十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切かつ合理的なご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆さまが適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記３．において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆さまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

（2）対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合および大規模買付ルールを遵守しているものの当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置をとることがあります。具体的な対抗措置の概要は、別紙１に記載のとおりですが、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆さま（大規模買付ルールに違反した大規模買付者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当該大規模買付者についても、新株予約権の無償割当ておよび当社取締役会の承認する第三者への譲渡は認められておりますので、経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社株式が上場している証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として別紙1に記載の新株予約権の無償割当てを実施した場合には、当社株主の皆さま（大規模買付ルールに違反した大規模買付者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、株主名簿への記載または記録が未了の当社株主の皆さまに関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の無償割当ての基準日までに、株主名簿への記載または記録を完了していただく必要があります。

なお、新株予約権の無償割当ての基準日以後においても、例えば、大規模買付者が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、または当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、その旨の情報を公表します。

また、本新株予約権の無償割当ての中止、または本新株予約権の取得を行った場合には、１株当たりの株式の希釈化は生じませんので、１株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆さまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

５．大規模買付ルールの有効期限等

本対応方針の有効期限は、平成29年６月22日開催予定の第69回定時株主総会終結の時までとしております。上記定時株主総会において、本対応方針の継続について株主の皆さまのご承認が得られた場合は、当該定時株主総会の日から３年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時まで３年間有効期間が延長されるものとし、以後も同様とします。もし承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されることになります。

また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本対応方針を随時見直していく所存です。

本対応方針はその有効期間中であっても、当社の株主総会または取締役会で本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。したがって、本対応方針は株主の皆さまのご意向に従って、これを廃止させることができます。

なお、当社取締役会は、本対応方針の有効期間中であっても、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本対応方針を修正または廃止する場合があります。本対応方針を修正または廃止することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。

6．本対応方針の合理性

（1）買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論も踏まえた内容となっており、合理性を有するものです。

（2）株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記１．にて記載したとおり、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保することや株主の皆さまのために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものです。

（3）株主意思を重視するものであること

本対応方針は、株主の皆さまのご意思を確認させていただくため、平成20年６月27日開催の第60回定時株主総会において、承認可決されており、その後も、３年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会ごとに、継続の可否について承認を得るものとします。また、本対応方針は、上記５．にて記載したとおり、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により廃止することが可能です。このように、本対応方針には、株主の皆さまのご意思が十分に反映されることとなっております。

（4）合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、上記３．（1）（2）にて記載したとおり、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが最終的には株主の皆さまの判断に委ねられるべきであることを原則としており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されております。このように、本対応方針は取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

（5）独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針の導入にあたり、取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆さまのために、対抗措置の発動および本対応方針の廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、上記２．（3）に記載したとおり、独立委員会が大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあるか否か等を評価、検討し、取締役会に対して勧告を行い、取締役会はその勧告を最大限尊重して決議を行うこととします。このように、独立委員会によって取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

（6）デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記５．に記載したとおり、本対応方針は、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

なお、当社の大株主の状況は、別紙４に記載のとおりです。

別紙１

新株予約権の概要

１．新株予約権付与の対象となる株主および発行条件
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）１株につき１個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

２．新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

３．発行する新株予約権の総数
新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

４．各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は、１円以上で当社取締役会が定める額とする。ただし、下記７．の取得条項が定められた場合には、当社取締役会が取得の対象として決定した新株予約権を保有する株主は、新株予約権の行使に際して出資すべき金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式を受領することになる。

５．新株予約権の譲渡制限
新株予約権は譲渡することができる。ただし、当社取締役会の承認を要する。

６．新株予約権の行使条件
議決権割合が20％以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

７．新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記６．の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権１個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

別紙２

独立委員会の概要

１．構成員

独立委員会は、当社取締役会により委嘱を受けた当社社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等、３名以上の委員で構成される（独立委員会の委員の氏名および略歴は別紙３に記載のとおり）。

委員の任期は、選任された日から３年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとし、重任を妨げない。

２．決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、独立委員会の委員全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は､独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

３．決議事項その他の権限と責任

独立委員会は、以下の各号に記載された事項について取締役会の諮問がある場合には、これを検討のうえ自らの意見を決定し、その決定内容をその理由を付して当社取締役会に勧告ないし助言する権限と責任を有する。独立委員会の各委員は、上記の責任を果たすうえで、会社に対して善管注意義務を負い、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から自らの意見を決定することを要し、専ら自らまたは当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

① 大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の存否
② 大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲
③ 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
④ 大規模買付者による大規模買付行為に対する当社取締役会の代替案の適否の検討
⑤ 本新株予約権の発行（無償割当てを含む。）または不発行
⑥ 大規模買付ルールの維持・見直し・廃止
⑦ 対抗措置の発動の要否および内容
⑧ その他大規模買付ルール、本新株予約権、大規模買付行為に関連し、当社取締役会が判断すべき事項について、取締役会が独立委員会にその意見を諮問することを決定した事項

また、独立委員会は、自らの意見の決定に際して適切な判断を確保するために必要かつ十分な情報収集に努めなければならないものとし、当社の費用で独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

別紙３

独立委員会委員の氏名および略歴

【氏名】小林　茂信（こばやし　しげのぶ）
【略歴】昭和25年10月20日生
昭和50年12月　瑞穂監査法人入所
昭和56年８月　公認会計士登録
昭和61年12月　瑞穂監査法人退所
公認会計士小林会計事務所（現小林茂信会計事務所）開設、所長（現任）
平成元年３月　税理士開業登録
平成10年６月　日本公認会計士協会兵庫会法務会計委員長
平成13年６月　日本公認会計士協会兵庫会税務委員長・同協会本部租税調査会委員
平成17年４月　姫路市包括外部監査人
平成19年１月　姫路信用金庫顧問
平成19年６月　日本公認会計士協会兵庫会学校法人委員長・同協会本部学校法人会計委員
平成23年６月　当社社外監査役（現任）
平成24年６月　姫路信用金庫監事（現任）

【氏名】道上　明（みちがみ　あきら）
【略歴】昭和28年５月５日生
昭和57年４月　弁護士登録
昭和62年４月　赤木・道上法律事務所（現神戸ブルースカイ法律事務所）パートナー
平成10年４月　神戸弁護士会（現兵庫県弁護士会）副会長
平成11年４月　神戸地方裁判所洲本支部調停委員（現任）
平成19年４月　兵庫県弁護士会会長
平成19年６月　極東開発工業株式会社社外監査役
平成22年４月　日本弁護士連合会副会長
平成23年６月　淡路信用金庫理事（現任）
平成24年４月　神戸ブルースカイ法律事務所所長（現任）
平成26年６月　当社社外監査役（現任）
平成27年６月　極東開発工業株式会社社外取締役（現任）

【氏名】福元　隆久（ふくもと　たかひさ）
【略歴】昭和42年８月２日生
平成５年４月　兵庫県庁入庁
平成６年３月　兵庫県庁退庁
平成８年４月　弁護士登録
東町法律事務所（現弁護士法人東町法律事務所）入所
平成15年４月　東町法律事務所（現弁護士法人東町法律事務所）
パートナー弁護士（現任）
平成15年６月　川西倉庫株式会社社外監査役
平成20年４月　兵庫県弁護士会副会長
平成22年６月　株式会社神戸フェリーセンター社外監査役（現任）
平成24年４月　神戸家庭裁判所家事調停委員（現任）

別紙４

大株主の状況（平成29年３月31日現在）

順位	氏名または名称	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
1	ＴＯＡ取引先持株会	2,372	6.87
2	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,328	6.74
3	公益財団法人神戸やまぶき財団	2,000	5.79
4	井谷憲次	1,823	5.28
5	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,681	4.87
6	シスメックス株式会社	1,457	4.22
7	ＧＯＬＤＭＡＮ，ＳＡＣＨＳ＆ＣＯ．ＲＥＧ	1,391	4.03
8	公益財団法人中谷医工計測技術振興財団	1,297	3.76
9	株式会社三井住友銀行	1,188	3.44
10	井谷博一	993	2.88
	合計	16,534	47.88

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

❶ 事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境は、国内では企業収益の持ち直しが継続し、欧州では景気の回復が見られた一方、米国新政権の動向や中東、アジアにおける地政学的リスクの高まりに加え、為替変動など先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の下、当社グループは、企業価値である「Smiles for the Public ――人々が笑顔になれる社会をつくる――」を実現するため、社会の安全・安心に役立てる製品やサービスの創造に注力しております。国内では「音の報せる力」を競争力の核に、防災用に特化したスピーカーなど、お客さまの環境や用途に応じた製品の開発に努め、セキュリティ事業では「遠隔見守りサービス」の提供を開始いたしました。また、世界５地域での開発・生産・販売の推進をさらに加速させ、各国や成長市場への新商品の投入と販売網拡大による事業拡大を図ってまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、42,504百万円（前連結会計年度比3,336百万円、7.3％減）となりました。営業利益は、2,935百万円（前連結会計年度比703百万円、19.3％減）となりました。経常利益は、3,040百万円（前連結会計年度比582百万円、16.1％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、1,750百万円（前連結会計年度比342百万円、16.4％減）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

（日本）

売上高は、27,439百万円（前連結会計年度比960百万円、3.4％減）、セグメント利益（営業利益）は、4,966百万円（前連結会計年度比291百万円、5.5％減）となりました。

減災・防災用に好評を頂いている「ホーンアレイスピーカー」や、新たにラインアップに加えた「防災用スリムスピーカー」の自治体向け販売が伸長したことに加え、教育市場向けに非常用業務用放送設備の売上高が増加しました。また、屋外ドームカメラ一体型レコーダー「タウンレコーダー」の販売は好調でしたが、セキュリティ商品全体では売上高が減少したことや、駅舎や鉄道車両などの交通市場向け商品の売上高が減少した影響を受け、売上高、セグメント利益は減少しました。

（アメリカ）
売上高は、3,140百万円（前連結会計年度比800百万円、20.3％減）、セグメント利益（営業利益）は、△16百万円（前連結会計年度比110百万円減）となりました。
北中米で官公庁や教育市場向けの売上高は増加しましたが、アメリカの鉄道車両向けで、受注済案件の納期変更などにより、売上高、セグメント利益は減少しました。
（欧州・中東・アフリカ）
売上高は、4,377百万円（前連結会計年度比731百万円、14.3％減）、セグメント利益（営業利益）は、345百万円（前連結会計年度比144百万円、29.5％減）となりました。
アフリカでは販路拡充や空港向け大口販売に伴い売上高は増加しましたが、欧州や中東、ロシアで減収となったことに加え、円高・ユーロ安の影響などにより、売上高は減少しました。また、欧州での販路拡充に向けた販管費増加などにより、セグメント利益は減少しました。
（アジア・パシフィック）
売上高は、6,042百万円（前連結会計年度比273百万円、4.3％減）、セグメント利益（営業利益）は、739百万円（前連結会計年度比45百万円、5.8％減）となりました。
ベトナムで官公庁や教育市場、商業施設向けの売上高が増加し、インドネシアでの販売は堅調に推移しましたが、タイでの販売が伸び悩んだことや、為替円高による売上高の目減りにより、売上高、セグメント利益は減少しました。
（中国・東アジア）
売上高は、1,503百万円（前連結会計年度比569百万円、27.5％減）、セグメント利益（営業利益）は、299百万円（前連結会計年度比123百万円、29.2％減）となりました。
商業施設向けの放送設備を中心に台湾での販売が堅調に推移したことに加え、中国では商業施設向けに大口の販売がありましたが、官公庁や教育市場向けの売上高が伸び悩んだことなどにより、売上高、セグメント利益は減少しました。

❷ 設備投資および資金調達の状況

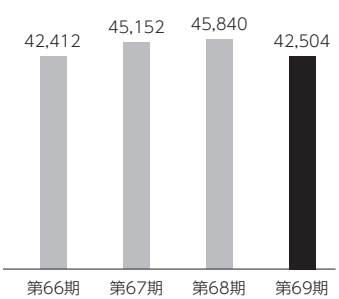
当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資は、主に海外および国内生産子会社の生産設備の取得ならびに当社グループにおける統合基幹業務システムの対象子会社への展開などであります。この総額は627百万円であり、自己資金により充当しました。

❸ 財産および損益の状況の推移

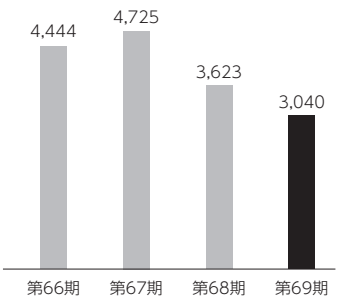
区　分	第66期 平成26年３月期	第67期 平成27年３月期	第68期 平成28年３月期	**第69期 (当連結会計年度) 平成29年３月期**
売上高　(百万円)	42,412	45,152	45,840	42,504
経常利益　(百万円)	4,444	4,725	3,623	3,040
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,692	2,947	2,093	1,750
１株当たり当期純利益　(円)	79.50	87.03	61.83	51.70
総資産　(百万円)	47,449	54,371	52,865	54,294
純資産　(百万円)	36,671	41,371	41,572	42,307
１株当たり純資産額　(円)	1,039.88	1,166.86	1,171.42	1,188.41

(注) １．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
２．「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号　平成25年９月13日) 等を適用し、第68期より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

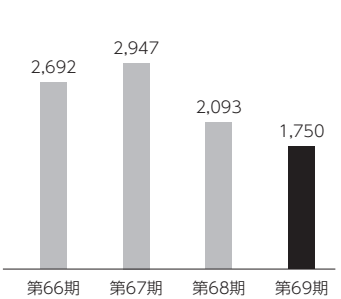
■ **売上高** (百万円)



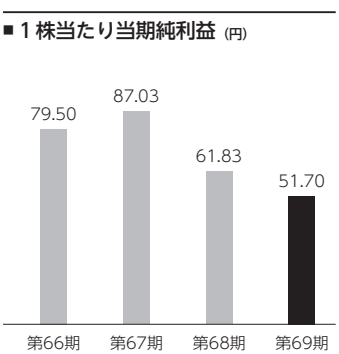
■ **経常利益** (百万円)



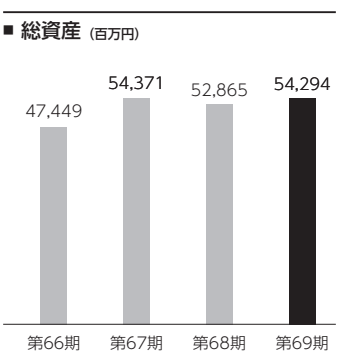
■ **親会社株主に帰属する当期純利益** (百万円)



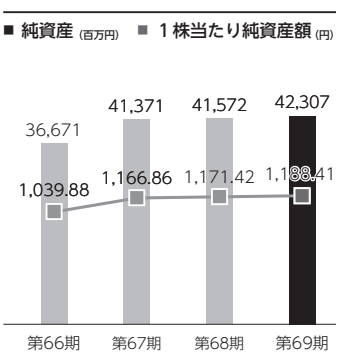
■ **１株当たり当期純利益** (円)



■ **総資産** (百万円)



■ **純資産** (百万円)　■ **１株当たり純資産額** (円)



❹ 対処すべき課題

今後の世界経済は、中国経済の減速懸念や、中東、アジアにおける地政学的リスクの高まりが見られるなど、依然として厳しい情勢で推移することが予想されます。

平成３０年３月期を最終年度とする中期経営基本計画（以下、「本中期経営基本計画」という。）の２年間に、日本国内では、業界最小サイズの天井埋込型スピーカーなどの新商品の発売や、防犯カメラによる「遠隔見守りサービス」の提供を開始いたしました。海外では、モスク向けアンプ等、特定の市場に適した地域商品を数多く発売するなど、本中期経営基本計画に沿って活動してまいりました。

本中期経営基本計画最終年度である第70期は、世界５地域で数多くの新商品を発売し、さらなる販路拡大を行うことで、業績目標の達成を目指してまいります。

❺ 重要な子会社の状況 (平成29年３月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
アコース株式会社	90百万円	100%	音響関連製品の開発および生産
タケックス株式会社	35百万円	100%	セキュリティ関連製品の開発および生産
TOAエンジニアリング株式会社	50百万円	100%	音響関連およびセキュリティ関連製品のエンジニアリングおよび施工
株式会社ジーベック	30百万円	100%	ソフト企画制作、音響ホール・スタジオ等の管理・運営
TOA ELECTRONICS, INC.	US$ 4,000千	100%	米国における当社製品の販売
TOA Communication Systems, Inc.	US$ 2,500千	100%	米国における鉄道車両関連機器の製造販売
TOA CANADA CORPORATION	CAN$ 1,450千	100%	カナダにおける当社製品の販売
TOA CORPORATION (UK) LIMITED	STG£ 1,500千	100%	英国における当社製品の販売
TOA Electronics Europe G.m.b.H.	ユーロ 512千	100%	欧州、中東における当社製品の販売
TOA ELECTRONICS SOUTHERN AFRICA (PROPRIETARY) LIMITED	ZAR 5,290千	100% (100%)	南アフリカ共和国およびアフリカ大陸南部における当社製品の販売
TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION	NT$ 20,000千	100%	台湾における当社製品の販売
TOA (HONG KONG) LIMITED	HK$ 1,500千	100%	中国・香港における当社製品の販売
TOA (CHINA) LIMITED.	US$ 200千	100%	中国における当社製品の販売
TOA Electronics (Thailand) Co., Ltd.	THB 30,000千	49%	タイにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS PTE LTD	S$ 170千	51%	アジア、オセアニアにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS (M) SDN. BHD.	RM 1,000千	51% (51%)	マレーシアにおける当社製品の販売
PT. TOA GALVA PRIMA KARYA	RP 2,000百万	25% (25%)	インドネシアにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS VIETNAM COMPANY LIMITED	VND 14,725百万	100%	ベトナムにおける当社製品の販売
PT. TOA GALVA INDUSTRIES.	RP 44,800百万	49%	音響関連製品の開発および生産
TOA VIETNAM CO.,LTD.	US$ 1,100千	100%	セキュリティ関連製品の生産
得洋電子工業股份有限公司	NT$ 35,000千	34%	音響関連製品の開発および生産
得技電子（深圳）有限公司	RMB 17,091千	49%	音響関連製品の開発および生産

(注) 1．当社の出資比率欄の（ ）内は、間接出資比率を内数として表示しております。
2．特定完全子会社に該当する子会社はありません。

❻ 主要な事業内容 (平成29年３月31日現在)

事業区分		主要な製品
■ 音響事業	拡声放送機器	マイクロホン、アンプ、スピーカー等の 業務用および非常用放送システム、自動案内放送システム、 会議・議場放送システム、鉄道車両案内放送システム
	プロサウンド機器	プロ用サウンドシステム、劇場・ホール音響システム、 デジタルミキシングシステム
	通信機器	インターカムシステム、ワイヤレスマイクロホンシステム、 連絡用無線システム、IP告知放送システム
■ セキュリティ事業 映像機器		監視用テレビ・カメラシステム (カメラ、モニターテレビ、デジタルレコーダー、 ビデオスイッチャー等)
■ その他		音響と映像に関するソフトウェア他

❼ 主要な営業所および工場 (平成29年３月31日現在)

⑴ **当社**
- **本社**（神戸市……海外営業・管理部門）
- **宝塚事業場**（兵庫県宝塚市…生産・開発部門）
- **国内販売事業所**（仙台市・東京都江東区・名古屋市・大阪市・広島市・福岡市を主拠点とし全国35営業所）

⑵ **子会社**
- **国内生産拠点** アコース株式会社（滋賀県米原市）、タケックス株式会社（佐賀県武雄市）
- **国内エンジニアリング等拠点** TOAエンジニアリング株式会社（東京都江東区）、株式会社ジーベック（神戸市）

海外販売拠点　TOA ELECTRONICS, INC.（米国）、
TOA Communication Systems, Inc.（米国）、
TOA CANADA CORPORATION（カナダ）、
TOA CORPORATION (UK) LIMITED（英国）、
TOA Electronics Europe G.m.b.H.（ドイツ）、
TOA ELECTRONICS SOUTHERN AFRICA (PROPRIETARY) LIMITED（南アフリカ共和国）、
TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION（台湾）、
TOA (HONG KONG) LIMITED（香港）、
TOA (CHINA) LIMITED.（中国）、
TOA Electronics (Thailand) Co., Ltd.（タイ）、
TOA ELECTRONICS PTE LTD（シンガポール）、
TOA ELECTRONICS (M) SDN. BHD.（マレーシア）、
PT. TOA GALVA PRIMA KARYA（インドネシア）、
TOA ELECTRONICS VIETNAM COMPANY LIMITED（ベトナム）

海外生産拠点　PT. TOA GALVA INDUSTRIES.（インドネシア）、
TOA VIETNAM CO.,LTD.（ベトナム）、
得洋電子工業股份有限公司（台湾）、
得技電子（深圳）有限公司（中国）

❽ 従業員の状況 (平成29年３月31日現在)

⑴ 企業集団の従業員数

	従業員数	前期末比増減
当社	782名	７名減
国内生産拠点	248名	７名減
国内エンジニアリング等拠点	149名	１名減
海外販売拠点	404名	24名増
海外生産拠点	1,546名	10名減
合計	3,129名	１名減

（注）従業員数には、契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

⑵ 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
782名	７名減	42.2歳	17.1年

（注）１．従業員数は、当社から子会社への出向者を除いた就業人員数であります。
２．従業員数には、契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

❾ 主要な借入先 (平成29年３月31日現在)

借入先	借入額
明治安田生命保険相互会社	25百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	678百万円
株式会社みずほ銀行	530百万円
インドネシアみずほ銀行	58百万円

❿ その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成29年３月31日現在)

❶ **発行可能株式総数** 78,820,000株
❷ **発行済株式の総数** 33,862,500株（自己株式674,135株を除く）
❸ **株主数** 4,295名
❹ **大株主**

株主名	持株数	持株比率
ＴＯＡ取引先持株会	2,372千株	7.01%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,328	6.88
公益財団法人神戸やまぶき財団	2,000	5.91
井谷憲次	1,823	5.38
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,681	4.97
シスメックス株式会社	1,457	4.30
ＧＯＬＤＭＡＮ，ＳＡＣＨＳ＆ＣＯ．ＲＥＧ	1,391	4.11
公益財団法人中谷医工計測技術振興財団	1,297	3.83
株式会社三井住友銀行	1,188	3.51
井谷博一	993	2.93

（注）持株比率は、自己株式（674千株）を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

❶ 取締役および監査役 (平成29年３月31日現在)

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長兼社長 (代表取締役)	井　谷　憲　次	
取　締　役 (常務執行役員)	竹　内　一　弘	営業統括本部長兼開発本部長
取　締　役 (常務執行役員)	増　野　善　則	海外事業本部長
取　締　役 (執行役員)	寺　前　順　一	SCM本部長
取　締　役 (執行役員)	堀　田　昌　人	経営企画本部長
取　締　役	谷　　和　義	
監　査　役 (常　　勤)	田　中　利　秀	
監　査　役	小　林　茂　信	小林茂信会計事務所　所長
監　査　役	道　上　　明	神戸ブルースカイ法律事務所　所長 極東開発工業株式会社　社外取締役

(注) 1．取締役谷和義氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2．監査役小林茂信氏および道上明氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3．監査役小林茂信氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．監査役道上明氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
5．当社は、監査役小林茂信氏が所長を務める小林茂信会計事務所との間に、重要な取引関係はありません。
6．当社は、監査役道上明氏が所長を務める神戸ブルースカイ法律事務所および同氏が社外取締役を務める極東開発工業株式会社との間に、重要な取引関係はありません。
7．取締役谷和義氏ならびに監査役小林茂信氏および道上明氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者あるいは業務執行者でない役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

❷ 当事業年度中の取締役および監査役の異動

⑴ **就任**

平成28年６月22日開催の第68回定時株主総会において、田中利秀氏が監査役に選任され、就任いたしました。

⑵ **退任**

平成28年６月22日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって、取締役畠中敏彦氏および監査役西川寿生氏は任期満了により退任いたしました。

❸ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各監査役は、会社法第427条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

❹ 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員（名）	報酬等の額（百万円）
取　締　役	7	121
(うち社外取締役)	(1)	(6)
監　査　役	4	30
(うち社外監査役)	(2)	(9)
合　　計	11	151

(注) 1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．平成18年６月29日開催の第58回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額３億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、監査役の報酬限度額を年額１億円以内と決議いただいております。

❺ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
社外取締役	谷　　和　義	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、必要に応じ、主に企業経営者として培ってきた経験や知見を活かし発言を行っております。
社外監査役	小　林　茂　信	当事業年度開催の取締役会17回全てに、また、監査役会12回全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	道　上　　明	当事業年度開催の取締役会17回全てに、また、監査役会12回全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

❶ 会計監査人の名称

有限責任監査法人　トーマツ

❷ 会計監査人の報酬等の額

区　　分	報　酬　額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	44百万円
②当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2．当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

❸ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の報酬等について、社内関係部門から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、協議を行った結果、監査内容および監査計画時間が適切かつ妥当であり、監査精度および監査品質が担保されていると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

❹ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である、国際的な会計・税務に関する相談業務を委託し、その対価を支払っております。

❺ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、平成18年５月１日開催の取締役会において、会社法および会社法施行規則に基づき、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議し、平成27年４月15日開催の取締役会において一部改定を決議いたしました。当該基本方針の概要およびその運用状況は、以下のとおりであります。

【内部統制システムの整備に関する基本方針】

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり当社の業務の適正および財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。

1）取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(ⅰ) 取締役および従業員が法令および定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行するため、取締役会はTOAグループ企業倫理規範を制定する。また、その徹底を図るため、法務担当部門においてコンプライアンスの取り組みを組織横断的に統括することとし、同部門を中心に教育等を行う。

(ⅱ) 監査担当部門は、法務担当部門と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会および監査役会に報告される。

(ⅲ) 法令上疑義のある行為等を従業員が直接通報することができる手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置し運営する。

(ⅳ) 反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない。

<運用状況>

(ⅰ) 全従業員を対象に、TOAグループ企業倫理規範に関する啓蒙の機会を提供し、内容についての周知を実施しております。

(ⅱ) 内部監査規程に基づき内部監査を実施するとともに、定期的にその監査結果を代表取締役社長および監査役会に報告しております。

(ⅲ) 内部通報規程に基づき、当社およびグループ会社の役員および従業員からの通報や相談に応じるコンプライアンス・ホットラインを設置し、法令遵守を推進する体制を運営しております。

(ⅳ) 反社会的勢力との取引関係その他一切の関係を持たないため、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」を掲載するとともに、新規取引先選定の際に事前確認を行うことにより、反社会的勢力の排除に備えております。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(ⅰ) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程および情報セキュリティ基本規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切かつ確実な保存および管理を行う。

(ⅱ) 取締役および監査役は、適時これらの情報を閲覧できる。

<運用状況>

(ⅰ) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程および情報セキュリティ基本規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保管しております。

(ⅱ) 取締役および監査役は、必要に応じてこれらの情報を速やかに閲覧できる状態が維持されております。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ⅰ) コンプライアンス、財務、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび安全保障輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部門にて、規則・ガイドラインを制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。

(ⅱ) 組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は、リスクマネジメントを担当する委員会が行う。

<運用状況>

(ⅰ) 情報セキュリティ委員会による「情報セキュリティリスクへの対応」および安全保障輸出管理委員会による「安全保障輸出管理教育（管理者コース）2016」をテーマとしたeラーニングによる教育を、対象となる従業員に実施しております。

(ⅱ) 組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は、定期に開催するリスクマネジメント委員会が各部門およびグループ会社からの情報を集約し、重大なリスクに関しては職制の部門に伝達し、全社的対応が必要な場合は対策本部を設置する等の対応を行うものとしております。また、事業継続計画(BCP)を策定し、大規模災害等により中核事業の継続に支障がある場合に備えて毎年訓練を実施しております。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ⅰ) 取締役および従業員が共有する全社的な目標を定め、その目標達成のために各部門の具体的目標および会社の権限を分配する。

(ⅱ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月１回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

(ⅲ) 当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項について事前に取締役および執行役員によって構成される経営執行会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。

(ⅳ) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務執行規程で定め、職務分掌規程、権限規程において、それぞれの責任者および責任、執行手続の詳細について定める。

<運用状況>

(ⅰ) 平成30年３月期を最終年度とする中期経営基本計画に基づき各部門における当事業年度の計画を策定し、目標達成に向けて月次毎に進捗管理を行っております。

(ⅱ) 月１回および必要に応じて、当事業年度は17回、取締役会を開催し、当社およびグループ会社に関する経営課題について決議または報告を行っております。各取締役の業務執行においては、四半期に一度、取締役会で報告を行い、取締役相互において監督を行っております。

(ⅲ) 月２回および必要に応じて経営執行会議を定期的に開催し、当社およびグループ会社に関する業務執行や経営戦略について意思決定を行っております。

(ⅳ) 業務執行規程、職務分掌規程、権限規程に基づき、担当の職務執行者の権限と責任を明らかにして組織的かつ効率的に業務執行を行っております。

5) 当社およびそのグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ⅰ) グループ会社の経営管理は、TOAグループ会社管理規程に基づき経営管理を行い、当社への決裁・報告制度による管理を行う。

(ⅱ) 当社はグループ会社経営において、当社に準じた損失の危険の管理に関する体制が整備されるよう指導する。グループ会社にて不測の事態が発生した場合を想定し、適切な情報が当社へ伝達される体制を整備する。

(ⅲ) グループ会社の取締役の職務執行については、TOAグループ会社管理規程に基づき、当社への事前協議や承認が必要な重要事項が発生した場合は、同規程に基づき当社による決裁・報告を行い、その他はグループ会社による意思決定により効率的に業務執行を行う体制を整備する。

(ⅳ) グループ会社における業務の適正を確保するため、当社およびグループ会社すべてに適用する行動指針としてTOAグループ企業倫理規範を定め、その経営基本方針を各拠点に掲示ならびに啓蒙することで、グループ会社の取締役および従業員の職務が法令および定款に適合し、健全な社会規範のもとに遂行されるものとする。また、当該遵守状況の内部監査を必要に応じて行う。

<運用状況>

(ⅰ) グループ会社の業務に関する重要事項については、TOAグループ会社管理規程に基づき、稟議起案による承認手続きを実施し、または適宜報告を受けております。

(ⅱ) グループ会社において不測の事態が発生した場合は、グループ会社社長より当社の情報取扱責任者に情報が集約され、金融商品取引所が定める適時開示基準に従って開示が必要な事項について情報開示を行う体制を維持しております。

(ⅲ) グループ会社の取締役の職務執行については、重要事項はTOAグループ会社管理規程に基づき決裁・報告を行い、その他の事項はグループ会社による意思決定により、迅速に業務執行が行われております。

(ⅳ) 当社の「経営基本方針」を当社およびグループ会社のすべての拠点に掲示および啓蒙する活動を維持しております。また、監査計画に基づき、グループ会社に対し当該遵守状況の内部監査を実施しております。

6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、上記使用人の取締役からの独立性と指示の実効性の確保に関する体制

(ⅰ) 監査役は、監査担当部門所属の従業員に対して、監査業務に必要な事項を指示することができる。

(ⅱ) 監査担当部門所属の従業員は、監査役から指示された職務が発生した場合、監査役から指示された職務を優先して執行する。

(ⅲ) 監査担当部門所属の従業員の人事評価については、人事評価制度規程に基づいて行い、監査役から指示された職務により不利益な取扱いを受けないものとする。

<運用状況>

(ⅰ) 職務分掌規程において、監査部門を監査役の特命事項を担当する部門として明確にした組織体制を維持しております。

(ⅱ) 監査役からの要請事項があれば迅速に対応できるよう、監査担当部門所属の従業員に期待する行動要件を明確にし、迅速かつ的確に補助できる体制を維持しております。

(ⅲ) 監査担当部門所属の従業員の人事評価は、他の従業員と同様に人事評価制度規程に基づき公正に評価されております。

7) 当社およびグループ会社の取締役ならびに使用人が、当社の監査役に報告をするための体制と報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

(ⅰ) 当社は、当社およびグループ会社の取締役または従業員が、当社の監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況およびその内容を、速やかに報告する体制を整備する。

(ⅱ) 当社およびグループ会社の取締役または従業員は、当社からの経営管理および経営指導内容が法令に違反し、経営上重大な不正、違法、反倫理的行為について、当社監査役または法務担当部門に報告できるものとする。

(ⅲ) 当社は、コンプライアンス・ホットラインにて当社監査役または法務担当部門に通報した者が、報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。

<運用状況>

(ⅰ) 内部通報規程に基づき、当社およびグループ会社の取締役または従業員は、法令違反またはそのおそれがある行為を発見した場合、コンプライアンス・ホットラインに通報ができる体制にあり、通報状況およびその内容を、内部監査の実施状況も含め、速やかに監査役会に報告する体制を維持しております。

(ⅱ) 内部通報規程に基づき、当社およびグループ会社の取締役または従業員は、当社の取締役の違法行為または当社からの経営管理および経営指導内容が法令に違反し、経営上重大な不正、違法、反倫理的行為があると判断した場合、当社の監査役または法務担当部門に通報する体制を維持しております。なお、当事業年度において経営上重大な違法行為等に関わる通報はありませんでした。

(ⅲ) 内部通報規程において、通報による不利益な取扱いを禁止し、通報者保護の体制を維持しております。

8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ⅰ) 当社は、監査役が職務を遂行するうえで必要と認めた事項ならびにその監査費用の予算について決定する。また当社は、監査役または監査役会が職務の執行と監査の実施を目的とした所要の費用についてはこれを負担するものとし、前払の請求があれば、これを承諾する。

(ⅱ) 監査役は、各取締役および必要な従業員に対して個別のヒアリングを必要に応じて開催することができる。また監査役は、代表取締役社長と会計監査人それぞれとの間で、定期的に意見交換会を開催することができる。

<運用状況>

(ⅰ) 監査役の予算については、監査の実効性を確保するため、年初の予算計画に組み込み、社内規程に基づき前払または償還等の処理が速やかに行われております。

(ⅱ) 監査役は、各取締役および各部門の従業員に対して必要に応じてヒアリングによる意見交換を実施し、監査役の実効的かつ効率的な監査業務が実施されております。

9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

(ⅰ) 当社は、財務報告の信頼性確保および金融商品取引法第24条の４の４に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示のもと、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保する。

<運用状況>

(ⅰ) 当社は、法務担当部門により、財務報告に関する書類その他の情報の信頼性と適正性を確保するための体制の整備と運用の状況について、年初に作成する計画に基づいて評価を実施しております。当該評価結果等については、会計監査人ならびに当社監査役による監査、および取締役会への報告を経て、法令に基づく所定の手続きにより、内部統制報告書として適切に開示しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

❶ 基本方針の内容の概要

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであると考えます。したがいまして、当社取締役会としては、株主の皆さまの判断に資するために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示することが必要と考えます。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、株主の皆さまへ代替案を提示することも必要と考えます。

今後当社株式に対して企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為がなされる可能性は否定できず、大規模買付行為が発生した場合に、株主の皆さまのために必要な情報や時間を確保する重要性は他社となんら変わらないことから、当社取締役会は事前の対応策の導入が必要であると考えます。

❷ 取組みの具体的な内容の概要

⑴ 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は昭和９年の創業以来、業務用・プロ用の音響設備とセキュリティ設備の専門メーカーとして、神戸の地から120ヵ国を超える世界の国々へ商品を送り続けてきました。TOAグループでは、長年培った技術力やノウハウを武器に、商品の企画・開発から生産、販売、運営に至るまでの業務を一貫して手掛けています。“音”や“安全”を通じ、快適な暮らしを皆さまにお届けできるよう、音響、映像、ネットワークなどの分野でさらに技術力を高め、より良い商品を作り続けてまいります。

音響事業では、駅やデパートのアナウンス設備や、コンサートホールのアンプ・スピーカーなど、多彩な音響機器を通じて快適な日常を支えています。例えば、高度な音響システム技術が必要な空港の放送設備です。国内ではトップシェアを獲得し、海外でも多くの空港への納入実績があります。

セキュリティ事業では、防犯カメラシステムを中心とした防犯機器を扱っています。治安の悪化に伴い、防犯機器の需要は銀行や商店などから、街頭、マンション、学校などへと広がりつつあります。社会の安全を支えるこの分野を、当社では成長事業と位置付けています。

当社および当社グループは、今後も中長期的な視野に立ち、変革を続けていく中で、変えてはならない当社の技術力とモノづくりへのこだわりの継承を大きな強みとして、技術力の拡大、蓄積、創造をかさね、クオリティの高い製品とサービスを提供し、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

⑵ 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、大規模買付行為が、一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に合致すると考え、次のとおり事前の情報提供に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」という。）を設定することといたしました。

大規模買付ルールの概要は次のとおりであります。

(ⅰ) 情報の提供

大規模買付者は、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して予定する大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」という。）を提供していただきます。

(ⅱ) 取締役会による評価と意見の公表

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、最大60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または最大90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」という。）として設け、その取締役会評価期間を公表し、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

(ⅲ) 独立委員会の設置

本対応方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲の決定、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かの認定、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かの認定、対抗措置の要否およびその内容の決定等については、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。当社取締役会は、かかる独立委員会に対して上記の問題を必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について審議し、その結果に応じて、当社取締役会に対して必要な勧告をすることとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動について決議を行うに際して、必ず独立委員会の勧告手続を経なければならないものとし、かつ、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

大規模買付行為がなされた場合の対応方針の概要は次のとおりであります。

(ⅰ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた情報を総合的に考慮・検討した結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資すると判断したときは、その旨の意見を表明します。他方、当該大規模買付行為に疑義や問題点があると考えたときは、当該買付提案について反対意見を表明し、または、代替案を提案します。これらの場合には、当社取締役会は、当社株主の皆さまに対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただくにとどめ、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当社取締役会において、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときには、当社取締役会は当社株主の皆さまの利益を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として無償割当てによる新株予約権を発行する場合があります。かかる場合の判断においては、外部専門家等および監査役の意見を参考に提供された本必要情報を十分に評価・検討したうえ、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

(ⅱ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、対抗措置の発動を決定後に、大規模買付者が買付ルールを遵守する旨を表明した場合は、対抗措置の発動を取り消します。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの認定および対抗措置の発動の適否・内容については、外部専門家等の助言および監査役の意見も参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

❸ 取組みの具体的な内容に対する当社取締役会の判断およびその理由

⑴ 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（１.企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、２.事前開示・株主意思の原則、３.必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論も踏まえた内容となっており、合理性を有するものです。

⑵ 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものです。

⑶ 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、株主の皆さまのご意思を確認させていただくため、平成20年６月27日開催の第60回定時株主総会において承認可決されており、その後も、３年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会ごとに、継続の可否について承認を得るものとします。また、本対応方針は、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により廃止することが可能です。このように、本対応方針には、株主の皆さまのご意思が十分に反映されることとなっております。

⑷ 合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが、最終的には株主の皆さまの判断に委ねられるべきであることを原則としており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されております。このように、本対応方針は取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑸ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針の導入にあたり、取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆さまのために、対抗措置の発動および本対応方針の廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあるか否か等を評価、検討し、取締役会に対して勧告を行い、取締役会はその勧告を最大限尊重して決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

⑹ デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元の充実を経営の優先課題の一つとして位置づけております。

利益配分に関しましては、安定的な配当を基本におくとともに、業績を勘案しつつ株主の皆さまへの利益還元を図ってまいります。また、内部留保にも意を配り、長期的に安定した経営基盤を確保するとともに、積極的な研究開発投資を行い会社の競争力を高め、財務体質の強化を図ることにより、企業価値の向上に努めてまいります。

さらに、業績に連動した配当を行うことをより明確にするため、年間20円（中間配当10円および期末配当10円）の配当を維持することを基本として業績を加味し、連結配当性向35%を目安に、持続的な成長を可能とする内部留保とのバランスを総合的に勘案して決定いたします。

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**39,932**	**流動負債**	**7,885**
現金及び預金	16,500	支払手形及び買掛金	3,926
受取手形及び売掛金	9,941	短期借入金	1,292
有価証券	3,500	リース債務	56
商品及び製品	5,547	未払法人税等	514
仕掛品	842	賞与引当金	151
原材料及び貯蔵品	2,438	製品保証引当金	16
繰延税金資産	567	その他	1,927
その他	670	**固定負債**	**4,102**
貸倒引当金	△76	リース債務	136
固定資産	**14,362**	繰延税金負債	620
有形固定資産	**6,276**	退職給付に係る負債	2,739
建物及び構築物	2,830	その他	604
機械装置及び運搬具	350	**負債合計**	**11,987**
工具器具及び備品	364	**純資産の部**	
土地	2,450	**株主資本**	**37,683**
リース資産	156	**資本金**	**5,279**
建設仮勘定	124	**資本剰余金**	**6,866**
無形固定資産	**1,510**	**利益剰余金**	**25,930**
のれん	329	**自己株式**	**△393**
ソフトウェア	847	**その他の包括利益累計額**	**2,558**
ソフトウェア仮勘定	161	その他有価証券評価差額金	3,308
その他	172	繰延ヘッジ損益	0
投資その他の資産	**6,575**	為替換算調整勘定	△683
投資有価証券	5,631	退職給付に係る調整累計額	△66
長期貸付金	1	**非支配株主持分**	**2,065**
繰延税金資産	152	**純資産合計**	**42,307**
退職給付に係る資産	17		
その他	791		
貸倒引当金	△18		
資産合計	**54,294**	**負債純資産合計**	**54,294**

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		42,504
売上原価		24,054
売上総利益		**18,449**
販売費及び一般管理費		15,514
営業利益		**2,935**
営業外収益		
受取利息	28	
受取配当金	74	
受取保険金及び配当金	26	
雑収入	84	213
営業外費用		
支払利息	27	
為替差損	62	
雑損失	17	107
経常利益		**3,040**
税金等調整前当期純利益		**3,040**
法人税、住民税及び事業税	1,007	
法人税等調整額	△111	895
当期純利益		**2,145**
非支配株主に帰属する当期純利益		394
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,750**

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,279	6,866	24,925	△393	36,678
当期変動額					
剰余金の配当			△744		△744
親会社株主に帰属する当期純利益			1,750		1,750
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	0	1,005	△0	1,005
当期末残高	5,279	6,866	25,930	△393	37,683

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,273	―	△155	△129	2,989	1,905	41,572
当期変動額							
剰余金の配当							△744
親会社株主に帰属する当期純利益							1,750
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	35	0	△528	62	△430	160	△270
当期変動額合計	35	0	△528	62	△430	160	735
当期末残高	3,308	0	△683	△66	2,558	2,065	42,307

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**22,227**	**流動負債**	**2,933**
現金及び預金	7,116	買掛金	1,418
受取手形	2,381	短期借入金	25
売掛金	5,637	リース債務	2
有価証券	3,500	未払金	524
製品	2,627	未払法人税等	402
仕掛品	189	未払費用	377
原材料及び貯蔵品	298	その他	183
前払費用	125	**固定負債**	**3,286**
繰延税金資産	264	リース債務	6
その他	141	退職給付引当金	2,233
貸倒引当金	△55	繰延税金負債	537
固定資産	**14,234**	その他	509
有形固定資産	**4,277**	**負債合計**	**6,220**
建物	1,839	**純資産の部**	
構築物	9	**株主資本**	**26,932**
機械装置	0	**資本金**	**5,279**
工具器具及び備品	95	**資本剰余金**	**6,808**
土地	2,217	資本準備金	6,808
リース資産	8	その他資本剰余金	0
建設仮勘定	106	**利益剰余金**	**15,237**
無形固定資産	**950**	利益準備金	679
ソフトウェア	805	その他利益剰余金	14,557
ソフトウェア仮勘定	72	別途積立金	2,930
その他	72	繰越利益剰余金	11,627
投資その他の資産	**9,007**	**自己株式**	**△393**
投資有価証券	5,627	**評価・換算差額等**	**3,308**
関係会社株式	2,492	その他有価証券評価差額金	3,308
関係会社出資金	670	**純資産合計**	**30,241**
その他	234		
貸倒引当金	△18		
資産合計	**36,461**	**負債純資産合計**	**36,461**

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		30,717
売上原価		18,964
売上総利益		**11,752**
販売費及び一般管理費		10,472
営業利益		**1,280**
営業外収益		
受取利息及び配当金	266	
為替差益	20	
雑収入	61	347
営業外費用		
支払利息	4	
雑損失	6	11
経常利益		**1,616**
特別損失		
関係会社株式評価損	295	295
税引前当期純利益		**1,320**
法人税、住民税及び事業税	513	
法人税等調整額	△98	415
当期純利益		**905**

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	5,279	6,808	0	6,808	679	2,930	11,466	15,076
当期変動額								
剰余金の配当							△744	△744
当期純利益							905	905
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	―	―	0	0	―	―	160	160
当期末残高	5,279	6,808	0	6,808	679	2,930	11,627	15,237

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△393	26,771	3,273	3,273	30,045
当期変動額					
剰余金の配当		△744			△744
当期純利益		905			905
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	0	0			0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			35	35	35
当期変動額合計	△0	160	35	35	195
当期末残高	△393	26,932	3,308	3,308	30,241

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月15日

Ｔ　Ｏ　Ａ　株　式　会　社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　松　尾　雅　芳　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　樋　野　智　也　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ＴＯＡ株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＴＯＡ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月15日

Ｔ　Ｏ　Ａ　株　式　会　社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　松　尾　雅　芳　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　樋　野　智　也　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＴＯＡ株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月19日

ＴＯＡ株式会社　監査役会

常勤監査役　田　中　利　秀　㊞

社外監査役　小　林　茂　信　㊞

社外監査役　道　上　　明　㊞

以　上

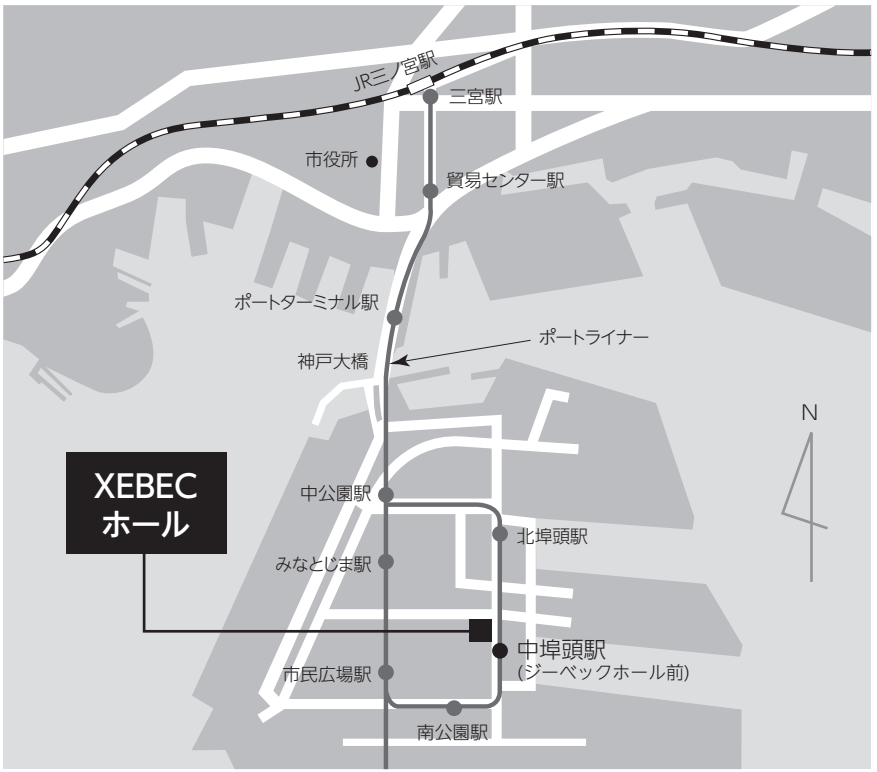
〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内

会場：当社本店　XEBEC（ジーベック）ホール

神戸市中央区港島中町七丁目２番１号　　電話　078（303）5620



交通機関のご案内

ポートライナー（北埠頭行き）
「中埠頭駅（ジーベックホール前）」下車
西側へ徒歩約３分（三宮駅から約17分）

経営基本方針（三つの安心）

一、顧客が安心して使用できる商品をつくる。
一、取引先が安心して取引きできるようにする。
一、従業員が安心して働けるようにする。

ＴＯＡグループは、顧客、株主、取引先、従業員など、全てのステークホルダーの信頼と期待にお応えできるよう、日々、経営を行っていきます。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。